

平成25年5月21日(火曜日)

会に協議しなければならない。

6 関係地区 木更津市牛込

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三

2.1 公示番号 共第三号

2. 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称及び漁業時期	漁業業時期
第一種共同漁業	おこのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	あさり漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 しょふき漁業 えむし漁業	三月一日から十一月三十日まで
第一種共同漁業	もがい漁業 はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	おこのり漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 しょふき漁業 えむし漁業	三月一日から八月三十一日まで

4. 漁場の位置

3. 漁場の区域 次の基点東二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点東三十号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

4. 漁場の区域 次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3. 漁場の区域 次の基点東三十号から二六五度三五分一、一二〇メートルの点

4. 漁場の区域 次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

5. 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

6. 関係地区 木更津市久津間、江川及び岩根

7. 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その五

2.1 公示番号 共第五号

2. 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称及び漁業時期	漁業業時期
第一種共同漁業	おこのり漁業 もがい漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 しょふき漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	あさり漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 しょふき漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	おこのり漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 しょふき漁業 えむし漁業	三月一日から八月三十一日まで
第二種共同漁業	おこのり漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 しょふき漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

4. 漁場の区域 次の基点東三十二号から二五二度五五分一、八四〇メートルの点

5. 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

6. 関係地区 木更津市久津間、江川及び岩根

7. 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- その四
- 1 公示番号 共第四号
 - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 3. 漁場の位置
 4. 漁場の区域 次の基点東二十九号、木更津市基本基準点(二等三角点畔戸)と同市久津間との境界付近に設置した標柱
 5. 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
 6. 関係地区 木更津市中島、瓜倉、畔戸及び中野
 7. 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

6 関係地区	船橋市		
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成二十六年八月三十一日まで		
その百九			
1 公示番号	短共第三号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	漁業の名称	漁業時	期
第一種共同漁業	おごのり漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ほかがい漁業 しおふき漁業 ほんびのすがい漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで	
第二種共同漁業	かき漁業		
第三種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで		
4 漁場の位置	船橋市地先		
5 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域		
ア 基点東四号	市川市塩浜一丁目地先の市川市公共基準点N。七三		
イ 基点東四号から一一度九二五メートルの点			
ウ 基点東四号から一四二度一四分四、七五二メートルの点			
エ 基点東四号から一三七度四五分四、八五六メートルの点			
オ 基点東四号から九九度三分二、四八五メートルの点			
方 制限又は条件	なし		
6 関係地区	船橋市		
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成二十六年八月三十一日まで		
備考	4 漁場の区域の度数表示については、特別の定めのない限り全て真方位表示（緯度経度については全て世界測地系）とする。		
二 免許予定期	平成二十五年九月一日		
三 申請期間	平成二十五年六月三日から七月十九日まで		
千葉県告示第二百九十二号			
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第十一条第一項の規定により、内水面にお			

ける漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定期及び申請期間を次のとおり定めた。

平成二十五年五月二十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 免許の内容たるべき事項等
その一

1 公示番号	内共第一号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	漁業の名称	漁業時	期
第五種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 おいしかわ漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業	六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで	
第三種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで		
4 漁場の位置	市原市及び夷隅郡大多喜町地先		
4 漁場の区域	次の養老川及びその支派川		
ア 基点二号	夷隅郡大多喜町会所二七四番地地先の隧道下流端の線から次の基点一号と基点二号を結ぶ線まで（高瀬湖を含む。）		
イ 基点二号	市原市五井海岸二番地地先の石油パイプライン上流端（養老川右岸）		
ウ 基点二号	市原市五井南海岸五〇番地の五地先の石油パイプライン上流端（養老川左岸）		
エ 基点二号	市原市大多喜町面白字片倉二七一番地地先の洞窟下流端（北緯三五度一四分一六・七秒、東経一四〇度一〇分三七・五秒の点）の線から本流端の線から本流との合流点まで		
オ 基点二号	タ木川（舞来川、筒森川）夷隅郡大多喜町大田代一、一七一番地地先の洞窟下流端の線から本流との合流点まで		
方 制限又は条件	なし		
6 関係地区	船橋市		
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成二十六年八月三十一日まで		
備考	4 漁場の区域の度数表示については、特別の定めのない限り全て真方位表示（緯度経度については全て世界測地系）とする。		
二 免許予定期	平成二十五年九月一日		
三 申請期間	平成二十五年六月三日から七月十九日まで		
千葉県告示第二百九十二号			
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第十一条第一項の規定により、内水面にお			

3 漁場の位置	木更津市、袖ヶ浦市、君津市及び鴨川市地先	古敷谷川 市原市古敷谷一、二八四番地の一地先の犬ヶ崎橋下流端の線から本流との合流点まで
4 漁場の区域	次の小櫃川及びその支派川	大作川 市原市山口字過上山七三五番地地先の道路上の暗渠下流端(北緯三五度一分五三・三秒、東經一四〇度八分一〇・一秒の点)の線から本流との合流点まで
	小櫃川 鴨川市四方木六六一一番地の一七地先の白岩橋下流端の線から次の基点三	平蔵川 市原市米原二六七番地地先の上畠橋下流端の線から本流との合流点まで
		小草烟川 市原市小草烟四五番地地先の椿井戸橋下流端の線から平蔵川との合流点まで
		内田川 市原市奥野一、〇六三番地地先の奥野橋下流端の線から本流との合流点まで
		制限又は条件 なし
5 関係地区	市原市及び夷隅郡大多喜町	新川 市原市金沢四五一番地の五地先の県道一六九号線下の暗渠下流端の線から本流との合流点まで
6 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	戸田川 市原市柏橋三五〇番地地先の谷又橋下流端の線から本流との合流点まで
		新掘川(大桶川) 市原市大桶九五〇番地地先の大桶橋下流端の線から本流との合流点まで
7 その二	公示番号 内共第二号	合流点まで
5 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	あゆ漁業	1 公示番号 内共第二号
	こい漁業	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
	おいかわ漁業	3 漁業種類
	ふな漁業	4 漁場の位置
	うなぎ漁業	5 漁場の区域
	にじます漁業	6 関係地区
	わかさぎ漁業	7 存続期間

5 漁業種類	あゆ漁業	6 関係地区	木更津市畔戸字角太夫八〇三番地の三地先の標柱(小櫃川右岸)
6 関係地区	君津市香木原字日暮三五四番地地先の日暮橋下流端の線から本流との合流点まで(鴨川湖を含む。)	7 存続期間	君津市折木沢字相ノ沢一、五四二番地の一地先の相之沢橋下流端(北緯三五度一分四二・九秒、東經一四〇度六分二八・八秒の点)の線から本流との合流点まで
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	8 基点三号	木更津市畔戸字角太夫八〇三番地の三地先の標柱(小櫃川左岸)
その三	1 公示番号 内共第三号	9 基点四号	木更津市畔戸一、三四五番地地先の標柱(小櫃川左岸)
5 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	あゆ漁業	10 その三	木更津市浦田一、九五九番地地先の大森川分岐点(北緯三五度一六分八・七秒、東經一四〇度五分一三・七秒の点)から本流との合流点まで
6 関係地区	君津市浦田一、九五九番地地先の大森川分岐点(北緯三五度一六分八・七秒、東經一四〇度五分一三・七秒の点)から本流との合流点まで	11 その三	木更津市田川六四三番地地先の田川橋下流端の線から本流との合流点まで
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	12 その三	木更津市茅野七曲六九九番地地先の曾倉橋下流端の線から本流との合流点まで
その三	1 公示番号 内共第三号	13 その三	木更津市真里谷四、八三二番地地先の関庭橋下流端の線から本流との合流点まで
5 制限又は条件	なし	14 その三	木更津市上宮田一〇番地の二地先の永作橋下流端の線から本流との合流点まで
6 関係地区	袖ヶ浦市上宮田一〇番地の二地先の永作橋下流端の線から本流との合流点まで	15 その三	袖ヶ浦市原井六一八番地地先の八幡橋下流端の線から本流との合流点まで
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	16 その三	君津市原井六一八番地地先の八幡橋下流端の線から本流との合流点まで

第五種共同漁業

こい漁業
ふな漁業
おいかわ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

4 3

漁場の位置
富津市地先

次の湊川及びその支派川

湊川 富津市豊岡二、六六二番地地先の戸面原ダム下流端の線から次の基点五号と基点六号を結ぶ線まで

基点五号 富津市湊地先の内房線鐵橋下流端(湊川左岸)

基点六号 富津市湊地先の内房線鐵橋下流端(湊川右岸)

湊川支流 富津市豊岡字怒田二、一五〇番地の一地先の青柳橋下流端の線から本流との合流点まで

高岩川 富津市宇藤原字高岩四九四番地地先の黒流分岐点(北緯三五度一二分二一秒、東経一三九度五八分一四・八秒の点)から本流との合流点まで

飛滑川 富津市田倉五〇一番地地先の飛滑橋下流端の線から高岩川との合流点まで

志駒川 富津市山中五四八番地の二地先の下沢橋下流端の線から本流との合流点まで

不入斗川 富津市不入斗字松野一、三九二番地地先の鹿原川との分岐点から本流との合流点まで

相川 富津市梨沢字堀切九八七番地の一地先の湯場谷分岐点(北緯三五度一〇分二一秒、東経一三九度五三分四・二秒の点)から本流との合流点まで

相川支流 富津市梨沢一、二五四番地地先の郷藏ノ橋下流端の線から相川との合流点まで

5 制限又は条件 富津市豊岡地先の戸面原ダム下流端の線から下流五〇メートルの区域、同市数馬地先の取水堰上流端の線から上流五〇メートルの区域及び同取水堰下流端の線から下流五〇メートルの区域では、定置性網漁具を使用してはならない。

その四 1 公示番号 内共第四号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

6 関係地区 富津市

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

第五種共同漁業

こい漁業
ふな漁業
おいかわ漁業
うなぎ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

4 3

漁場の位置
いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町地先

4 4 漁場の区域 次の夷隅川、その支派川及びその旧川

基点七号 いすみ市岬町和泉字三軒屋地先の古新田川との分岐点から次の基点七号と

基点八号 いすみ市岬町和泉字中州地先の夷隅川河口導流堤上流端(夷隅川左岸)

古新田川 勝浦市大森二七番地地先の荒田橋下流端の線から本流との合流点まで

西畠川(弓木川) 夷隅郡大多喜町弓木五四七番地地先の谷合橋下流端の線から

平沢川 夷隅郡大多喜町平沢一、五六一番地地先の栄橋下流端の線から西畠川(弓木川)との合流点まで

大野川 夷隅郡大多喜町石神字雷倉一、四七八番地地先の滝原堰(石神溜池)下流端から本流との合流点まで(荒木根ダムを含む。)

落合川 夷隅郡御宿町上布施一、一六四番地地先の上落合川との分岐点から本流との合流点まで

上落合川 夷隅郡御宿町上布施一、六七二番地の五地先の小幡橋下流端の線から落合川との合流点まで

三軒屋川 いすみ市日在上人塚地先の水門下流端の線から本流との合流点まで

夷隅川旧川 いすみ市岬町和泉字棚場三、三四六番地の六一地先の棚場水門下流端の線から本流との合流点まで

5 制限又は条件 なし

その五 1 公示番号 内共第五号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

6 関係地区 いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
あゆ漁業	内共第四号	六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
1 公示番号	内共第五号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		

第五種共同漁業		「い」漁業 みな漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	香取市及び香取郡東庄町地先		
4 漁場の区域	次の基点二十四号から二八度二〇分の線と香取郡東庄町地先の利根川河口堰上流端の線との間の利根川本流における千葉県水面		
5 制限又は条件	なし	基点二十四号、香取市一ノ分目仲割一、七四四番地地先の水郷おとし払樋	
6 関係地区	銚子市富川町、森戸町、笛本町、桜井町及び宮原町、香取郡東庄町並びに香取市	銚子市富川町、森戸町、笛本町、桜井町及び宮原町、香取郡東庄町並びに香取市	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その十二			
1 公示番号	内共第十二号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	かき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 えむし漁業	漁業の名称	時 期
	一月一日から十二月三十一日まで		
第一種共同漁業			
3 漁場の位置	銚子市及び香取郡東庄町地先		
4 漁場の区域	香取郡東庄町地先の利根川河口堰下流端の線と次の基点二十五号から二六九度五〇分の線との間の利根川における千葉県水面(ただし、銚子漁港第二漁船渠河堤、基点二十六号と基点二十七号を結ぶ線及び川口町から内浜町に至る導流堤を結ぶ線の南側漁港区城を除く。)		
5 制限又は条件	なし	基点二十五号、銚子市川口町二丁目の千人塚海難漁民慰靈塔	
6 関係地区	銚子市及び香取郡東庄町	基点二十六号、銚子港第二漁船だまり河堤灯台	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その十三			
1 公示番号	内共第十三号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
3 漁業種類	漁業の名称	時 期	
4 こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで		

第五種共同漁業		「い」漁業 みな漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	君津市地先		
4 漁場の区域	小糸川 次の基点二十八号及びその支派川		
5 制限又は条件	なし	基点二十九号、君津市正木字大岩地先の三島ダム頭首工下流端の線から下流一〇〇メートルの点(小糸川左岸)	
6 関係地区	基点二十九号、君津市正木字大岩地先の三島ダム頭首工下流端の線から下流一〇〇メートルの点(小糸川右岸)		
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その十四			
1 公示番号	内共第十四号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
3 漁業種類	漁業の名称	時 期	
4 漁場の区域	江川 君津市郡宇赤磯地先の郡川との合流点から本流との合流点まで		
5 制限又は条件	なし	高岩沢 君津市怒田沢地先の高岩大滝流つぼから本流との合流点まで	
6 関係地区	馬登川 君津市郡宇赤磯地先の郡川との合流点から本流との合流点まで		
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	梨の木沢川 君津市東村倉字間並七〇七番地の一地先の梨の木橋下流端の線から本流との合流点まで	
第五種共同漁業			
3 漁場の位置	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び北相馬郡利根町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、		
4 漁場の区域	の利根川本流の区域(ただし、基点第三号と点ハを結ぶ線から上流の小貝川、基点		

第四号と点二を結ぶ線から上流の鬼怒川、基点第五号と基点第六号を結ぶ線から下流の江戸川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の波良瀬川の区域を除く。

基点第一号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点
基点第二号 埼玉県加須市飯積地先の合川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識(利根川左岸)

基点第三号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の国土交通省キロ杭ゼロ点(小貝川左岸)

基点第四号 茨城県守谷市大木地先の鬼怒川護岸突端(鬼怒川右岸)
基点第五号 茨城県猿島郡五霞町地先の閑宿水閘門下流端(江戸川右岸)

基点第六号 茨城県猿島郡五霞町地先の閑宿水閘門下流端(江戸川左岸)
基点第七号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋(渡良瀬川左岸)

基点第八号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱(渡良瀬川右岸)

点イ 基点第一号から三五二度の線と利根川左岸との交差点
点ロ 基点第二号から二三〇度の線と利根川右岸との交差点

点ハ 基点第三号から二九二度の線と小貝川右岸との交差点
点ニ 基点第四号から六一度の線と鬼怒川左岸との交差点

5 メートルの区域においては、網漁具を使用してはならない。
6 制限又は条件 千葉県猿島郡五霞町地先の閑宿水閘門堤上流端から上流五

メートルの区域においては、網漁具を使用してはならない。
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その十五

1 公示番号 内区第一号
2 渔業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名稱 漁業 時期
第一種区画漁業 あおのり養殖業 九月一日から翌年四月三十日まで

3 渔場の位置 いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先

4 渔場の区域 いすみ市日在宇上人塚地先の水門下流端の線から同市岬町和泉字三

5 軒屋二ノ瀬地先の若潮橋上流端の線までの三軒屋川
制限又は条件 每漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。

6 地元地区 いすみ市
存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その十六

1	公示番号	内区第一号	2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類	漁業の名稱	漁業	漁業	時 期
第一種区画漁業	あおのり養殖業	九月一日から翌年四月三十日まで	九月一日から翌年四月三十日まで	漁業 時 期
3	漁場の位置	長生郡長生村一松地先	3	漁場の位置

4	漁場の区域	次の基点十二号から八八度五〇分の線と長生郡長生村一松字中瀬内	4	漁場の区域	いすみ市岬町和泉字棚場三、三四六番地の六一地先の棚場水門下流
5	制限又は条件	四四三番地先の九十九里道路中瀬橋上流端の線までの間の旧一宮川	5	制限又は条件	県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。
6	地元地区	長生郡長生村一松地先の新城之内橋南側端	6	地元地区	いすみ市
7	存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	7	存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その十八			その十八		

1	公示番号	内区第四号	2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類	漁業の名稱	漁業	漁業	時 期
第一種区画漁業	あおのり養殖業	九月一日から翌年四月三十日まで	九月一日から翌年四月三十日まで	漁業 時 期
3	漁場の位置	長生郡白子町剝金及び古所地先	3	漁場の位置

4	漁場の区域	次の基点十五号と基点十六号を結ぶ線から基点十三号と基点十四号	4	漁場の区域	長生郡白子町剝金字川岸地先の九十九里道路南白龜橋下流端(南白
5	制限又は条件	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。	5	制限又は条件	6 地元地区
6	地元地区	いすみ市	6	地元地区	長生郡長生村一宮町及び長生村
7	存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	7	存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その十八			その十八		

平成25年5月21日(火曜日)

千葉県報

号外第38号

四六

白龜川左岸)

基点十四号

(白龜川右岸)

基点十五号

長生郡白子町古所字北川岸地先の九十九里道路南白龜橋下流端(南

岸)

5

基点十六号 長生郡白子町古所字川間三六番地の二地先の標柱(南白龜川右岸)
制限又は条件 每漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉
県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。

6

地元地区

長生郡白子町

7

存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで

8

備考 4 漁場の区域の度数表示については、全て東方位表示(緯度経度については全
て世界測地系)とする。

9

免許予定期 平成二十五年九月一日

10

申請期間 平成二十五年六月三日から七月十九日まで

購読料

月始め一部一箇月 100円(送料を含む。)

本号

一部

四六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

千葉県

〇四三(一一一)一一五二
〇四三(一一一)一六五八

千葉県報

定例
平成26年5月13日

主 告 示 次

地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託

土地改良区定款の変更認可（四件）

内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定

平成二十六年度千葉県地籍調査事業計画の決定

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（二件）

公共測量の終了（三件）

建築士法に基づく建築士の処分

特定調達公告

落札者等の公告（七件）

正誤

○ 平成二十六年三月三十一日付け県報号外第二四号中

告 示

千葉県告示第三百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）、第一百五十八条第一項の規定により、保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十六年五月十三日

名称及び代表者の氏名	所 在 地	委 託 期 間
社会福祉法人日本保育協会 理事長 石井哲夫	東京都渋谷区神宮前五丁目五三番一号	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

平成26年5月13日（火曜日）

千葉県告示第三百三十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、夷隅川土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月二十八日付けで認可した。
原台土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月二十八日付けで認可した。
平成二十六年五月十三日

千葉県告示第三百三十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、夷隅川土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月一日付けで認可した。
平成二十六年五月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百三十七号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、いすみ市新田野郷土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月一日付けで認可した。
平成二十六年五月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、いすみ市布施土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月二十八日付けで認可した。
平成二十六年五月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百三十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十二条第一項の規定により、内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区、免許予定期日及び申請期間を次のとおり定めた。

平成二十六年五月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 免許の内容たるべき事項等

1 公示番号 内共第十五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	一月一日から十一月三十一日まで

3 漁場の位置

木更津市及び袖ヶ浦市地先
号を結ぶ線までの間の小櫃川
基点三号 木更津市畔戸字角太夫八〇三番地の三地先の標柱（小櫃川右岸）
基点四号 木更津市畔戸一、三四五番地地先の標柱（小櫃川左岸）

5 制限又は条件なし
6 関係地区 木更津市、袖ヶ浦市及び君津市
7 存続期間 平成二十六年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
二 免許予定期 平成二十六年九月一日

三 申請期間 平成二十六年六月一日から七月十一日まで

千葉県告示第三百四十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十六年度千葉県地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十六年五月十三日

調査を行う者の名称	調査地域	千葉県知事 鈴木 栄治
	調査期間	
木更津市	木更津市諸西の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで
旭市	旭市鎌木の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで
流山市	流山市西初石の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで
八千代市	八千代市董田町、村上、下市場及び勝田台北の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで
浦安市	浦安市千鳥、鉄鋼通り及び明海の全部の区域並びに美浜、高洲、富岡及び日の出の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで
白井市	白井市富士の全部の区域及び根川、千倉町千田、千倉町平磯、南房総市の第一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで

夷隅郡大多喜町	夷隅郡大多喜町小沢又の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで	千倉町瀬戸、加茂、岩糸、小戸、珠師ヶ谷及び丸本郷の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで
長生郡長南町	長生郡長柄町	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで	印旛郡栄町和田、安食、布鎌酒直、生板鍋子新田及び南の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで
長生郡白子町	長生郡白子町	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで	山武郡芝山町小池、大台、新井田、香山新田、菱田及び大里の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで
長生郡長生村	長生郡長生村中之郷、善根、一松飛地及び北高根飛地の全部の区域並びに本郷、宮成及び岩沼飛地の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで	香取郡東庄町笠川い及び竜神台の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで
長生郡白子町	長生郡白子町閑、南日当、北日当、福島、鶩、北高根及び中里の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで	印旛郡栄町	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで
長生郡長柄町	長生郡長柄町皿木、中野台及び上野の全部の区域並びに長柄山、山之郷及び六地蔵の各一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで	山武市	山武市椎崎の一部の区域
長生郡長南町	長生郡長南町長南の一部の区域	平成二十六年五月十三日から平成二十七年三月三十日まで	香取郡東庄町	香取郡東庄町笠川い及び竜神台の各一部の区域

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		漁業種類		漁業の名称		漁業の時		漁業の期	
第一種区画漁業		のり養殖業		漁業の名称		漁業の時		漁業の期	
						八月二十日から翌年四月三十日まで			
3 漁場の位置		浦安市日の出及び明海地先							
4 漁場の区域		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点									
イ 北緯三五度三七分三九・一二六八秒、東経一三九度五六分〇・〇〇四〇秒の点									
ウ 北緯三五度三七分四八・二二〇三秒、東経一三九度五五分四八・六五九四秒の点									
二 北緯三五度三八分一七・八三七三秒、東経一三九度五六分四二・七九九八秒の点									
5 制限又は条件		なし							
6 地元地区		市川市							
7 存続期間		平成三十年八月二十日から平成三十一年四月三十日まで							
その五十六									
1 公示番号		区第三十四号							
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期									
漁業種類		漁業の名称		漁業の時		漁業の期			
第一種区画漁業		二枚貝垂下式養殖業		一月一日から十二月三十一日まで					
3 漁場の位置		木更津市吾妻地先							
4 漁場の区域		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域							
ア 北緯三五度二三分一七・四一四秒、東経一三九度五四分四三・五八三八秒の点									
イ 北緯三五度二三分一七・五一九〇秒、東経一三九度五四分三七・九七三一秒の点									
6 地元地区		いすみ市							
7 存続期間		平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十日まで							
その二									
1 公示番号		内区第二号							
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期									
漁業種類		漁業の名称		漁業の時		漁業の期			
第一種区画漁業		あおのり養殖業		九月一日から翌年四月三十日まで					
3 漁場の位置		いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先							
4 漁場の区域		いすみ市岬町和泉字棚場三、三四六番地の六一地先の棚場水門下流端の線から次の基点八号と基点十一号を結ぶ線までの旧夷隅川残存水面							
6 地元地区		木更津市吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、							

文京、幸町、桜町及び貝渕

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

備考 4 漁場の区域に示す緯度経度は、全て世界測地系表示とする。

二 免許予定日 その一からその四十六まで及びその五十六にあつては平成三十年九月一日、その四十七からその五十五までにあつては同年八月二十日

三 申請期間 平成三十年六月四日から七月十三日まで

千葉県告示第二百二十号

一 免許の内容たるべき事項等
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。

平成三十年五月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第一号

その一

1 公示番号 内区第一号		漁業種類		漁業の名称		漁業の時		漁業の期	
第一種区画漁業		あおのり養殖業		漁業の名称		漁業の時		漁業の期	
3 漁場の位置		いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先							
4 漁場の区域		いすみ市日在宇上人塚地先の水門下流端の線から同市岬町和泉字三軒屋二ノ瀬地先の若潮橋上流端の線までの三軒屋川							
5 制限又は条件		毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。							

5 基点十一号 いすみ市岬町江場土字上瀬地先の標柱(夷隅川左岸)	5 制限又は条件 每漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。
6 地元地区 いすみ市	6 地元地区 長生郡白子町
7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その三	その三
1 公示番号 内区第三号	1 公示番号 内区第三号

漁業種類 漁業種類	漁業の名稱及び漁業時期		
	漁業の名稱	漁業時	期
第一種区画漁業	あおのり養殖業	九月一日から翌年四月三十日まで	
3 漁場の位置	長生郡長生村一松地先		
4 漁場の区域	次の基点十二号から八八度五〇分(真方位)の線と長生郡長生村一松字中瀬丙四、四四三番地地先の九十九里道路中瀬橋上流端の線までの間の旧一宮川		
5 制限又は条件	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。		
6 地元地区	長生郡一宮町及び長生村		
7 存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
その四			

公示番号	内区第四号
漁業種類、漁業の名稱及び漁業時期	
第一種区画漁業	あおのり養殖業 九月一日から翌年四月三十日まで

- 3 漁場の位置 長生郡白子町剝金並び古所地先
- 4 漁場の区域 次の基点十五号と基点十六号を結ぶ線から基点十三号と基点十四号を結ぶ線までの間の南白龜川
- 基点十三号 長生郡白子町剝金字川岸地先の九十九里道路南白龜橋下流端(南白龜川左岸)
- 基点十四号 長生郡白子町古所字北川岸地先の九十九里道路南白龜橋下流端(南白龜川右岸)
- 基点十五号 長生郡白子町剝金字新林七二三番地の二地先護岸のコンクリート製突起物(南白龜川左岸)
- 基点十六号 長生郡白子町古所字川間三六番地の二地先の標柱(南白龜川右岸)

千葉県告示第二百二十一号	千葉県告示第二百二十一号
5 制限又は条件 每漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。	5 制限又は条件 每漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。
6 地元地区 長生郡白子町	6 地元地区 長生郡白子町
7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
二 申請期間 平成三十年六月四日から七月十三日まで	二 申請期間 平成三十年六月四日から七月十三日まで
三 一 道路の種類 一般国道	三 一 道路の種類 一般国道
二 路線名 百二十六号	二 路線名 百二十六号
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長
区間	区間
変更の前後別	変更の前後別
敷地の幅員	敷地の幅員
延長	延長
旭市三川字大林セ四、一九七番一地先から四、三二九番一地先まで	旭市三川字大林セ四、一九七番一地先から四、三二九番一地先まで
前	前
二五・六〇メートルから二九・四〇メートルまで	二五・六〇メートルから二九・九〇メートルまで
二二八・八〇メートル	二二八・八〇メートル
後	後
二六・五〇メートルから二九・九〇メートルまで	二六・五〇メートルから二九・九〇メートルまで
二二八・八〇メートル	二二八・八〇メートル

千葉県告示第二百二十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、平成三十一年五月十一日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

一 道路の種類 一般国道	千葉県知事 鈴木 栄治
二 路線名 四百十号	
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	